

# 小田原市企業誘致推進条例の一部改正について

## 1 改正の背景

本市では、工業系地域への企業誘致に取り組むとともに、既存事業所の拡大再投資を支援することで雇用機会の創出と維持を図り、市内取引の活発化など地域経済活性化を推進しています。

このような地域経済活性化の観点から、市外企業の市内進出や、市内企業の拡大再投資を支援し、持続的に成長しながら事業を継続できる環境を作ることで、地域経済の維持・活性化に結び付けるため、立地に係る奨励措置の期間を延長する改正を行うものです。

## 2 改正する条例

小田原市企業誘致推進条例

## 3 改正内容

立地に係る奨励措置を受けるための要件のうち、立地に係る土地の取得若しくは賃借又は家屋の新築、取得若しくは賃借の期間及び立地に係る事業の開始（拡張を含む。）の期間を、次のように5年間延長します。

	改正後	改正前
固定資産の取得等の期間	令和12年3月31日まで	令和7年3月31日まで
操業開始期間	令和15年3月31日まで	令和10年3月31日まで

## 4 施行年月日

令和7年4月1日（予定）